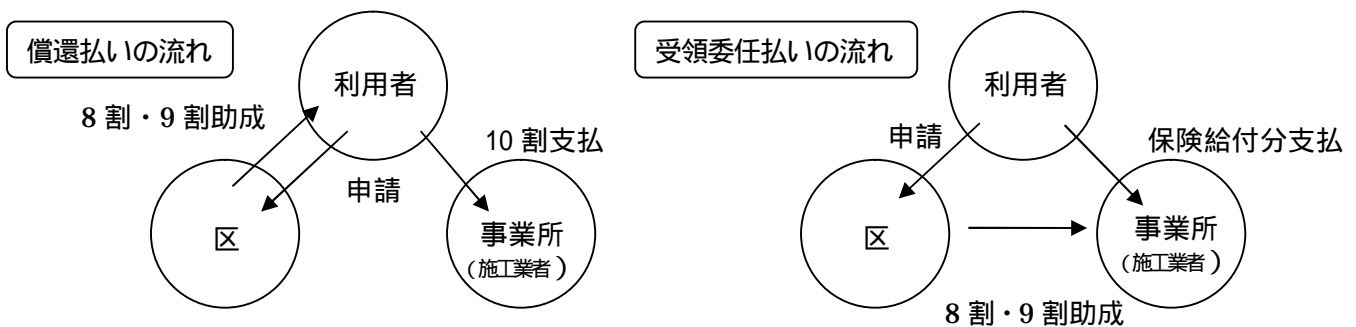


介護保険住宅改修費の受領委任払い の開始について（事業所様用）

介護保険での住宅改修費の支給は、工事終了後、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（8割または9割）の支払いを受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

「受領委任払い」は、住宅改修費の支払いを初めから1割または2割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

残りの保険給付費分については、利用者の同意に基づき、江戸川区から登録を受けた受領委任払取扱事業所に直接支払います。



江戸川区ではこの「受領委任払い」を以下のとおり実施します。

受領委任払いの実施に向け、受領委任払いを取り扱う事業所を募集します。区内だけでなく区外、都外の事業所も登録対象とし、登録申請は事業者が事業所ごとに行います。なお、「償還払い」については、従来どおりご利用いただけます。

1 事業所の登録

受領委任払いを取り扱うためには、事前に江戸川区への登録が必要となります。登録するには、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修費の支給対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修費の支給対象工事の概要を十分把握していること。

2 登録方法等

江戸川区への登録に必要な書類は下記のとおりです。

書類は江戸川区福祉部介護保険課給付係(以下「介護保険課給付係」)へ提出します。

- (1) 介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書（第1号様式）
- (2) 介護保険住宅改修費受領委任払制度に係る取扱確約書（第2号様式）
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書

書類審査後、事業者には介護保険課給付係から介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（第3号様式）を送付します。（登録事業所分まとめて）

書類審査に要する日数は、1週間から10日程を考慮してください。

登録事業所の登録日以後の利用者からの申請に対して受領委任払いが適用されます。

なお、登録事業所については、区のホームページで周知するほか、介護保険課給付係及び地域包括支援センター等で確認できるようにしていきます。

3 受領委任払いの開始日

介護保険課給付係で登録申請書類を審査後、登録通知が事業者に届いた時点から、住宅改修における受領委任払いによる支給が可能となります。

4 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することに、利用者とケアマネ、登録事業所（施工業者）との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行ってください。

(1) 事前申請（ 以外は従前の「償還払い」と変わりません）

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

利用者が原則ですが、ケアマネ、登録事業所（施工業者）による代理申請も可能です。

事前申請書兼支給申請書

介護保険住宅改修費受領委任払に関する同意書（第7号様式）

住宅改修が必要な理由書

受領委任払いで新たに必要となります。

工事費見積書

改修予定（施工前）箇所の写真（撮影日付の入っているもの）

施工前と施工後の状態がわかる書類等

（生活動線がわかる平面図・立面図・断面図等）

承諾書（本人以外所有の住宅の場合）

(2) 住宅改修の着工

介護保険課給付係で事前申請書類を審査した後、工事内容並びに価格が妥当と判断した場合、利用者あてに「事前申請確認書」を通知します。ケアマネに、利用者宛「事前申請確認書」が届いているかどうかを確認した上で、ケアマネの指示に従い工事に取りかかってください。

住宅改修の内容が申請時と変わる場合は、必ず事前に給付係へご相談ください。

(3) 住宅改修の完了及び利用者負担額（1割・2割）の受領

登録事業所（施工業者）は、工事が完了した後、保険給付費分の改修費用に10分の1もしくは10分の2を乗じた（1円未満の端数切り上げ）額を利用者負担額として利用者から受領します。

利用者負担割合は被保険者によって異なります。負担割合の確認のため、被保険者様の『介護保険負担割合証』を必ず確認してください。

【下記項留意事項参照】

【介護保険対象分の利用者負担額（1割・2割）の算出に当たっての留意事項】

1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,333円の場合

利用者負担額 = 133,333円 × 1 / 10 = 13,333.3円 13,334円

利用者負担額 = 133,333円 × 2 / 10 = 26,666.6円 26,667円

（1円未満の端数切り上げ）

住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1または10分の2を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。詳しくはケアマネにご確認ください。

例2：既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行う場合（利用者の負担割合は1割とします）

（支給限度基準額内の改修費用残額）

= 200,000円 - 133,333円 = 66,667円（A）

（支給限度基準額を超える改修費用額）

= 90,000円 - 66,667円 = 23,333円（B）

利用者負担額 = 66,667円（A） × 1 / 10 + 23,333円（B）

= 6,666.7円 + 23,333円

= 29,999.7円 30,000円

（1円未満の端数切り上げ）

基準限度額を超える改修費用の額は、住宅改修費支給対象とはなりません。介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度基準額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収書にはその合計金額である30,000円を記載してください。

(4) 領収書の交付及び事後申請（従前の「償還払い」と変わりません）

登録事業所（施工業者）は、利用者に領収書を発行し、以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

事前申請確認書

工事費内訳書

改修（施工後）箇所の写真（撮影日付の入っているもの）

住宅改修費用に係る領収書

[前記例 2 による領収書の記載例]

領 収 書	
平成 27 年 月 × 日	
江戸川 太郎 様	
金 額	¥ 30,000 円
ただし、トイレ手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事(90,000 円)の利用者負担額(介護保険対象額 6,667 円・対象外経費 23,333 円)として 上記正に領収しました。	
(所在地)	
(事業所・代表者名)	
印	

(5) 書類の審査及び事業所（施工業者）への工事代金の支払い

介護保険課給付係は書類を審査後、翌月末頃に決定通知を利用者と登録事業所に発行し、事業所指定口座に住宅改修費を振り込みます。

5 その他

上記様式以外の様式につきましては、江戸川区介護保険住宅改修費受領委任払いの実施等に関する要綱もご確認ください。

(1) 届け出内容の変更{要綱第 5 条第 1 項}

登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書により区長に届け出なければならない。(第 4 号様式)

(2) 登録の辞退等{要綱第 5 条第 2 項}

登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに廃止・休止・再開・辞退届出書により区長に届け出なければならない。(第 5 号様式)

(3) 事業者の登録の取消 {要綱第 8 条第 1 項・第 2 項}

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者の登録を取り消すことができるものとする。

事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体・財産等を傷つけた場合
不正手段により第 4 条の登録を受けた場合並びに住宅改修費の請求を行った場合
各種法令等を遵守しなかった場合

その他、区長が登録の取消について必要と認めた場合

2 区長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書により当該取消を受けた事業者に通知するものとする。(第 6 号様式)

【問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課給付係
電話 03 - 5662 - 0309